



LAW AND HUMAN SCIENCES

文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」

〒060-0810 札幌市北区北10条西7丁目
北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究・法と人間科学 総括班
tel/fax : 011-706-3912
email: lahs@let.hokudai.ac.jp
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/

2014年3月発行

LAW AND HUMAN SCIENCES

文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」

NEWS LETTER

vol. 5

March, 2014

イベントレポート

- **裁判員制度への取り組み** …1
 - ・2013年度 模擬裁判の開催レポート 1
(全2回シリーズ)
 - ・2013年度 日本心理学会
公開シンポジウムレポート
「裁判員制度をめぐる心理学的諸問題
—何が課題か、どう対処するか—」の印象記
- **東京法と心理研究会の始動** …2
- **目撃証言心理学専門家養成セミナー
を実施して** …3
- **連載** **ドイツの法と心理学者、
Denis Koehler 先生を訪問して 2** …4
(全2回シリーズ)
- **札幌法と心理研究会レポート** …5
- **イベントカレンダーとお知らせ** …6

裁判員制度が施行され、約5年が経とうとしています。この間、法学者、心理学者、また多くの実務家が、裁判員制度で考慮すべき点を指摘して研究を行ってきました。ここでは、本領域が実施した裁判員裁判に関連するイベントを紹介いたします。

2013年度

模擬裁判の開催レポート ① (全2回)

2014年3月2日(日)13:00～17:00、慶應義塾大学の三田キャンパスにおいて模擬裁判を開催しました。参加者は、一般から公募した模擬裁判員が約100名(17評議体)で、さらに裁判官役を勤めていただいた弁護士、一般参加者、スタッフや関連研究者など合わせておよそ180名ほどが来場しました。

新学術領域研究「法と人間科学」が毎年行う模擬裁判は3回目となります。今回は、計画研究班の代表者である慶應義塾大学の伊東教授と成城大学の指宿教授が陣頭指揮を執り、公募研究班代表者である千葉大学の佐伯准教授など若手研究者の力を集結させた、心理学、法学、法社会学の協働の上に計画実施されました。

模擬裁判では、まず、ある「放火・殺人・殺人未遂事件」についての模擬裁判ビデオを視聴しました。ビデオは京都弁護士会監修で制作されたものを使用させていただきました。ビデオ視聴後、17の評議体に割り当てられた参加者は、別会場にて評議を行い、この間、評議体以外の来場者は、慶應義塾大学・客員教授(元裁判官)の原田國男先生のご講演「裁判員裁判における量刑傾向：見えてきた新しい姿」を聞きました。評議終了後は、評議参加者もメイン会場に戻り、全評議体の評決が裁判官役である弁護士などの専門家から報告されました。これについて、活発な質疑が交わされ、実務家や研究者のみならず、一般の方々の裁判員制度への関心の高さがうかがわれました。

模擬裁判終了後には、評決に関する報告会が別途もうけられ、裁判官役の先生達や評議記録を行った院生スタッフ、「法と人間科学」メンバーが参加し、評議体毎の議論の様子や特徴が具体的に報告され、その多様性が明らかになりました。次号では、企画者である伊東教授の具体的なレポートをお届けします。(文責：「法と人間科学・支援室」高橋)



2013年度

日本心理学会公開シンポジウムレポート(法と人間科学共催)

2013年6月8日(学習院大学)と11月9日(同志社大学)の2回に亘り、掲題のシンポジウムが開催されました(主催：日本心理学会、共催：日本学術会議心理学・教育学委員会「法と心理学分科会」「社会のための心理学分科会」・科学研究費補助金 新学術領域研究「法と人間科学」)。話題提供者として参加された、名古屋大学大学院の唐沢穰教授にレポートしていただきました。

「裁判員制度をめぐる心理学的諸問題
—何が課題か、どう対処するか—」の印象記

名古屋大学大学院・教授 唐沢 穰



東京・京都の両会場ともに多数の来場があり、この問題に対する一般市民の方々の関心の高さを改めて認識しました。私は「裁判員の判断と社会心理学的要因の影響」という演題で、主に心理学的な基礎研究の知見をもとにこの制度について考えるべき問題点を指摘しました。これとは対照的に、大阪地裁で裁判長のご経験をお持ちの同志社大学・杉田宗久先生によるご講演は、具体例に基づいた素晴らしいものでした。この制度が、よく批判されるような問題点を含んでいるものの、実際にはよく機能している点も多数あることが紹介され、大いに勇気づけられる思いがしました。(ただ大変残念なことに、11月開催時は杉田先生が急病のためご欠席、仲真紀子先生が急遽ピンチヒッターを務められました。)指定討論者の外山みどり先生(社会心理学)、松宮孝明先生(刑事法学)からも広い視野から多角的なコメントが多く出され、全般にバランスのとれた有意義な企画になったと思います。来場者数はもちろん共催組織の多さからも、この問題に対して学際的に迫ることへの期待が感じられ、「法と人間科学」の取り組みがもつ重要性をいっそう強く感じました。



東京法と心理研究会の始動

伊東裕司教授(慶應大学・文学部)と指宿信教授(成城大学・法学部)の呼びかけにより、11月9日(土)に東京の日本教育会館・第5会議室において、第1回東京法と心理研究会が開催されました。参加者は約30名でした。この研究会は、東京圏における法と心理学分野の研鑽の場として発足したものです。進行は発起人の一人でもある指宿教授が行い、まず始めに代表者の伊東教授より挨拶があり、研究会発足の経緯と趣旨および展望について以下のような説明がありました。①開催は年に5、6回とし(その内2回程を大規模な研究会)、②小規模な研究会では、研究アイデアレベルも含めてフランクに討議できる場とすること、③法学と心理学が協働して、裁判員裁判制度へ有益な研究結果を発信する場として活用することを目標とすること、さらに、この研究会が、研究者同士の議論交流のみならず、若手研究者の積極的な活動を促す育成の場であること、が紹介されました。

引き続き、石塚伸一教授(龍谷大学・法学部)による基調講演「心理学者のための刑法原論～刑法理論と心理学の接点」で、近代の罪と罰の更正から現代の法に照らした法理論が紹介され、心理学者から法に対する素朴な疑問から専門研究上の具体的な質問まで、幅広く、内容の濃い活発な議論が交わされました。後半は、佐伯昌彦准教授(千葉大学・法経学部)と綿村英一郎研究員(慶應義塾大学・文学部)の進行により、博士後期課程の学生3名が研究成果を報告しました。具体的な内容は下記のレポートをご覧ください。

全体を通して、専門領域を超えた多岐に亘る活発な議論が繰り広げられ、幸先の良い皮切りであり、これからの研究会の活動がより発展することを十分予期させるものとなりました。(文責：「法と人間科学・支援室」高橋)



登壇者のレポート 登壇した若手研究者の報告内容と感想を当日の報告順にご紹介します。



日本大学大学院 文学研究科 博士後期課程 福島 由衣さん

「面接者の持つ情報が目撃者に及ぼす影響の検討」という題目で報告させていただきました。目撃者が行ったラインナップ識別を肯定するフィードバック(例えば、「いいでしょう、容疑者をあてましたね」)を返すと、確信度を高めるだけでなく、目撃記憶全体を補強してしまう現象である識別後フィードバック効果に焦点を当て、この効果に関わる研究紹介と実験の報告をさせて頂きました。法学と心理学両方の専門家の方々よりご意見を頂く機会があり、自身の研究のあり方を見つめ直す良い機会となったように思います。異なる分野から常に新しい視点を得られることが学際的な研究分野の面白味でもあり、意義であると感じました。



淑徳大学大学院 総合福祉研究科 博士後期課程 渡辺 由希さん

「証言生成のコミュニケーションにおける応答者の役割—知的障害を持つ応答者の検討—」という題目で報告させていただきました。本報告では、取調室における尋問者と応答者のコミュニケーションについて、知的障害者が応答者となった事例を用いたコミュニケーション分析の結果を報告しました。分析の結果から、証言のコミュニケーションにおいては「問い→応答」の影響関係だけでなく、「応答→次の問い」の影響関係の存在が明らかとなりました。その後、法学の専門家の方からデータ収集の時期について、ならびに心理学の専門家の方から分析結果の解釈について、非常に有益なアドバイスをいただきました。本研究会での議論を踏まえ、今後は現場に有益な知見を提供したいと考えています。



成城大学大学院 法学研究科 博士課程後期 暮井 真絵子さん

「訴訟能力の判断基準・判断方法の再検討」という題目で報告させていただきました。日本の刑事手続において、本来訴訟能力がないと判断されるべき被告人が公判を受けている場合や、その判断が長期化する場合が存在するとの視点から、米国で提唱されている、被告人の自律性の尊重、訴訟能力判断に要するコスト負担の回避等を目的とした治療的司法観を前提とする訴訟能力論から示唆を得て、日本における訴訟能力のより適切な判断基準・方法の展望を試みました。法学の見地からは、訴訟能力論の位置付け及び治療的司法との関連性等について、心理学の見地からは、治療概念の意義や訴訟能力の回復可能性、当該理論が対象とし得る被告人の実数等について、貴重な指摘・ご質問を頂きました。



目撃証言心理学専門家養成セミナーを実施して

日本大学・文理学部 教授 巖島 行雄

平成 25 年 9 月 22～24 日の 3 日間、目撃証言心理学の専門家を目指す入門セミナーを実施しました。これは、目撃供述や識別が問題となるような事件で、その供述や識別の信用性評価をできる専門家を養成しようとの目的で実施したものです。参加者は、受講生 15 名、講師 6 名、サポートスタッフ 5 名の総勢 26 名でした。参加者は大学院博士後期課程に在学中の方、もしくは研究職に就かれている方でした。講師は法律では今村核弁護士に実務の視点からの目撃供述についてお願いし、あとは目撃証言心理学の専門家（伊東裕司、仲真紀子、原聰、北神慎司、巖島行雄：敬称略）で実施しました。

初日はお昼からのスタートで、まず、巖島が実際の事件における目撃証言と鑑定方法ということで、一般の心理学者が目にすることがほとんどない、捜査段階の諸資料について、またそれらの諸資料に基づく鑑定例を紹介しました。次に、原先生が帝銀事件を例に、どのような鑑定が行われたのかを紹介しました。その後、各講師からの講義が続きしました。

翌日は朝から、弁護士の今村先生が法の実務家からみた心理学鑑定を、先生が関与した事件からレクチャーされました。その後、仲先生の子どもの目撃事例についての心理学鑑定についての講義が行われました。

午後は、巖島が鑑定人となって経験した実際の事件の資料に基づき、心理学鑑定を行うという計画のもとに、参加者を複数の班に分け、目撃供述や識別の問題点を指摘するというを行いました。

翌日は実際に前日の分析結果に基づき、問題点の整理と可能であれば鑑定実験を行う、その計画を練ってもらいました。午後は各班の鑑定の方法についての報告会を行いました。さらに全員によるディスカッションも熱く行われました。

実務家研修の講義は何回か実施してきましたが、このような 3 日間を使った実習も含めてのセミナーは初めての経験でしたが、サポートスタッフの強力な支援を受けて、セミナーを実施できました。また、会場も適切なサイズで、作業もしやすい環境でした。準備に当たったスタッフの方々に深謝します。



セミナー参加者からの事後の評価も高く、最初のセミナーとしては成功かなと判断しています。ただ、個々の目撃証言に関わる深い要因や他の証拠等の関係など、一つの事件における目撃供述や識別の意味を読み解く部分は実践できませんでした。入門として位置づけていたので、今回はそれなりの成果があったと思います。今後、発展型のセミナーも考えていきたいと思ひますし、研究者に限らず、法の実務家を対象としたものも、実践していく必要があると認識しました。さらなる実施方法についての検討を加え、一層充実したセミナーを計画したいと考えています。

参加者の感想

お茶の水女子大学大学院 博士後期課程 吉野 さやか

セミナーの開催を知り、すぐさま食指が動きました。学部・修士時代に目撃証言に関する講義を受けて以来、記憶が変容する過程や、子どもの記憶や証言を左右し得る大人の関わりに興味を持っていましたが、目撃証言に関しては初学者のため、専門家を養成するというセミナーに果たして参加して良いのか躊躇いもありました。しかし、そのような思いは受講後あっという間に吹き飛びました。院生から教授まで幅広い所属の高い知識欲を持った参加者と、法と心理学の専門家であるユーモラスな先生方が、和気藹々としかし熱気を持って集まり、ふと気づけば時間が経ち、脳が満足げに疲れている、そんな 3 日間でした。目撃証言における心理学の概論に始まり、先生方が実際に扱った事件の目撃証言と鑑定方法、子どもの目撃証言に関する概要と動向、心理学だけでなく法の立場からの鑑定についてなど、初学者も熟達者も十分に満足できるような構成で、他にはないとても貴重な講義を受けることができました。ハイライトは、何と言ってもグループワークとその発表討論会。3 人グループで事例を読み解き、問題点を洗い出し、鑑定に必要な心理実験を組み立て、発表する、というものです。講義内容を踏まえて自分たちで考え応用することで、主体的に取り組むことができ、また、実際の鑑定の難しさや目撃証言に関する問題点の多さを目の当たりにすることができました。発表後に、先生方や他の参加者からその場で意見や指摘をもらったこともまた魅力のひとつでした。まさに、生きた講義を受けることができたように思ひます。セミナーの内容を今後の研究にどう活かしていくかは今の私の課題ですが、有意義すぎるこのセミナーを、ぜひこれからも継続していただきたいと願ひます。



グループワーク中の吉野さん(右)と同じグループの赤嶺さん(左)、竹村さん(中)



ドイツの法と心理学者、Denis Köhler 先生を訪問して 2 (全 2 回)

北海道大学大学院 教授 仲 真紀子



ニューズレター vol.4 でご紹介した、デュッセルドルフ応用科学大学 (Düsseldorf University of Applied Sciences) の法と心理学者、デニス・ケーラー教授へのインタビューの続きです。前回の記事では、先生のご専門であるサイコパスのトピックについて紹介しました。ここでは、心理学鑑定などについてご報告します。

少年の査定と子どもの面接

ケーラー先生は、臨床的な心理学鑑定をしておられます。司法面接に携わることもあるかお尋ねしたところ、自分で行うことはないが、録画を見ることはあるとのことでした。そして、

事例を一つ紹介してくださいました(個人が特定されないように改変しています)。

ある少年が近所の女兒に性加害をしたとされ、ケーラー先生は少年の心理学鑑定(アセスメント)を依頼されました。アセスメントを行うには、被害者がどのようなことを言っているか、被害者の面接に誘導や暗示がないか調べる必要があります(被疑者の供述と被害者の供述の信用性を査定するためです)。そこで、被害児への司法面接の録画を見せてもらったとのことでした。

その結果、面接は適切に行われており、また、女兒は具体的に詳細な内容を報告しており、信用性は高いと考えられました。一方、少年には種々の心理検査を行い、性的嗜好性やポルノの所有などについても調査しましたが、少年は「全く知らない」「子どもには関心がない」と言うばかりでした。ケーラー先生はもちろん「あなたはやったでしょう」とは言いませんし、中立に査定するのみです。最後に注意深く被害者が述べた内容を示しましたが、少年は「知らない」の一点張りでした。

事件になれば、専門家証人も証言を求められます。鑑定書提出後、ケーラー先生は法廷に呼ばれるだろうと予想していましたが、結局は事件にはならなかったそうです。示談になったのでは、とのことでした。

こういった事案では心理学鑑定が重要であるにも関わらず、最近のドイツの調査によれば、鑑定が行われるのは事件の 20% くらいとのこと。事件の 8 割で「この人は再犯しないだろう」などの(科学的根拠・査定のない)直観で法的判断がなされているのは問題だ、とケーラー先生は嘆いておられました。

ドイツの法と心理学

さて、話はドイツの法と心理学事情に移ります。ドイツには「ドイツ心理学会」と「ドイツ応用心理学会」があり、会員数は前者が 120 人程度、後者は 700 人程度とのこと。心理学で仕事をしている人は約 4 万 5 千人とのことですが、全員が入っているわけではないようでした。

ドイツの法と心理学といえば、キール大学のコーンケン先生、ベルリン大学のシュテラー先生が有名です。しかし、コーンケン先生はもうすぐ定年、シュテラー先生も退官予定とのこと、ケーラー先生は、ポストがインパクトファクターの高い神経心理学や生物学にもっていかれてしまうのでは、と心配しておられました。供述分析で名高いウンドウィッチ先生も昨年亡くなられ、法と心理学は少し衰退しているかもしれない・と。けれども、ハイデルベルグ大学やボン大学の法と心理学は今でも有名とのこと。先生がおられる大学も今後重要な拠点となっていくことでしょう!

心理学鑑定をする心理学者

ドイツには 16 の各地域に大学があり、その 4 つで法と心理学が教えられているそうです。各大学に法と心理学者は数人ずついて、心理学鑑定をしているのは自分も含め 10-15 人程度とのことでした。専門家証人となるのに「資格証明書」はいらないそうです。ドイツの法廷は、裁判官主導主義であり、裁判官が鑑定人を選びます。資格証明書よりも個人的なつながりで依頼されることが多く、ケーラー先生もハイデルベルグで 3 年くらい経った頃から声がかかるようになったとのことでした。

実務家への研修

最後に司法面接の研修について尋ねました。ご自身では研修を行うことはないが、キール大学にいた頃、師匠のコーンケン先生の代理で警察に研修を行ったことがあるとのこと。認知面接の研修でしたが、期間が 2 日間と短く、オープン質問の練習がやっとのことだったそうです。それでも、警察官から役に立ったと言ってもらえたということで、研修の重要性についても話されました。

以上、書ききれませんが、心に残る実りの多い訪問でした。

* デュッセルドルフ応用科学大学の HP <http://soz-kult.fh-duesseldorf.de/>



札幌法と心理研究会レポート

9月

Gothenburg 大学・Emma 先生の講演



札幌法と心理研究会 8、9月合同会として、スウェーデンより来日された Gothenburg 大学の Emma Roos af Hjelmstätter 先生をお招きし、9月24日(火)北海道大学にて、ご講演いただきました。

“Social influence and children’s memory” という題目で、社会的な影響と子どもの記憶という専門的見地から、ご講演いただきました。Emma 先生の研究は記憶の基本プロセスの特に「保持」に焦点を置き、面接(検索)を受ける前に他者(大人・子ども)から得た情報によって、記憶がどのように変容するかを検討するものでした。結果、子どもの報告はおおよそ正確だったが、他者(特に大人より子ども)からの情報に大きく影響を受けることが報告されました。さらに、目撃証言などの場面で、子どもの証言がいかなる特徴を持ち、どのように役立てることができるかについて考察されました。講演開始直前まで行われていた「目撃証言心理学専門家養成セミナー」の若手研究者も一部参加し、若手研究者の国際的な質疑応答も行われました。(文責:「法と人間科学・支援室」高橋)

各月の活動

10月

10月23日(水)北海道大学/人文・社会科学総合教育研究棟(W401)にて開催

■ 題目:「資質鑑別の現在とその可能性(私見)」

■ 報告者:竹田 収氏(札幌少年鑑別所・所長)

■ 内容:少年鑑別所が行っている資質鑑別の方法・内容、少年保護手続の中での位置付け等を整理した上で、成人の刑事司法手続の中で改めて着目されつつある情状鑑定や判決前調論議を管見し、これら鑑定等に少年鑑別所が関与する可能性を探索する。



11月

11月27日(水)北海道大学/人文・社会科学総合教育研究棟(W401)にて開催

■ 題目:「面接のありかたが証言/供述の評価および法的判断に及ぼす影響」

■ 報告者:仲 真紀子先生(北海道大学)

■ 内容:被害者/目撃者となった子どもから、証拠的価値の高い情報を得ようとする面接法を司法面接(forensic interview)という。この面接方法は被面接者の精神的負担を軽減し、記憶の変容を防ぐことを目指しており、原則として1回だけ録音する。日本では現在のところ、録音が法廷で提示されることはないものの、録音がどう評価されるかは重要な問題である。ここでは面接法(オープン質問対クローズド質問)やその他の変数が、証言の評価や量刑判断に及ぼす影響について報告する。また、本結果を法廷での尋問に拡張した結果についても併せて報告する。

12月

12月18日(水)北海道大学/人文・社会科学総合教育研究棟(W101)にて開催

■ 題目1:「裁判員裁判に相応しい事件 --- 人々はどう思っているか」

■ 報告者1:松村 良之先生(明治大学)

■ 内容1:我々は、裁判員裁判制度施行前(2008年2月)と施行後(2011年2月)に、一般人サンプルに対し、刑事司法と裁判員制度に対する意識調査を行った。本報告はこの調査データに基づいたものである。

■ 題目2:「被害者証人尋問における供述録音・録画の代用」

■ 報告者2:緑 大輔先生(北海道大学)

■ 内容2:今年1月に提示された法制審議会特別部会の「時代に即した新たな刑事司法制度の構想」には、性犯罪被害者等の捜査段階の供述の録音・録画を法廷での主尋問に代えて用いる提案が含まれている。この提案の内容と問題点について話題提供を行う。

1月

2014年1月30日(木)北海道大学・法学研究科棟(4階)403研究会室にて開催

■ 題目:「責任主義と刑罰の目的」

■ 報告者:松村 良之先生(明治大学)

■ 内容:我々は、裁判員裁判制度施行前(2008年2月)と施行後(2011年2月)に、一般人サンプルに対し、刑事司法と裁判員制度に対する意識調査を行った。12月に引き続き、本報告はこの調査データに基づいたものである。



イベントカレンダーとお知らせ

2014

- 3月27～30日 American College of Forensic Psychology. 30th Annual Symposium in Forensic Psychology [San Diego, U. S. A.]
- 5月10～11日 日本法社会学会 2014 年度学術大会 [大阪大学]
- 5月29日～6月1日 50th Annual Meeting of the Law and Society Association [Minneapolis, U. S. A.]
- 6月2～3日 7th Annual Masterclass 2014 of the International Investigative Interviewing Research Group (IIRG) [Lausanne, Switzerland]
- 6月4～6日 7th Annual Conference 2014 of the International Investigative Interviewing Research Group (IIRG) [Lausanne, Switzerland]
- 6月4日～8日 33rd American Society of Trial Consultants (ASTC) Annual Conference in 2014 [Asheville, U. S. A.]
- 6月14日 日本被害者学会 第25回学術大会 [京都産業大学]
- 6月19～22日 14th Annual Meeting of the International Association of Forensic Mental Health Services (IAFMHS) [Toronto, Canada]
- 6月28～29日 日本認知心理学会 第12回大会 [仙台国際会議場]
- 8月2～3日 日本司法福祉学会 第15回全国大会 [追手門学院大阪城スクエア、追手門学院大手前中高等学校]
- 8月7～10日 American Psychology Association(APA) Annual Conference [Washington, D.C., U. S. A.]
- 8月15～17日 64th Annual Meeting of the Society for the Study of Social Problems (SSSP) [San Francisco, U. S. A.]
- 9月6～7日 日本犯罪心理学会 第52回大会 [早稲田大学・戸山キャンパス]
- 9月10～12日 日本心理学会 第78回大会 [同志社大学・今出川キャンパス]
- 10月18～19日 日本犯罪社会学会 第41回大会 [京都産業大学]
- 10月25～26日 法と心理学会第15回大会 [関西学院大学]

2015

- 3月20～22日 日本発達心理学会 第26回大会 [東京大学・本郷キャンパス]

編集後記

総括班

法と人間科学に関わる、実務家、市民、そして研究者の皆さまには、本年度も大変お世話になりました。本年度・後期の企画でも、多くの皆さまにご協力頂き、本当にありがとうございました。3月の模擬裁判では、100名近くの市民の皆さまにご参加いただきました。これは、過去3年間の企画で最大の参加者数です。また、目撃証言セミナー、東京法と心理研究会では、多数の若手研究者の皆さまにご参加いただきました。加えて、本号では紹介できませんでしたが、3月には領域会宿、犯罪学リテラシー研修も開催し、ここでも多くの若手研究者、実務家の皆さまにご参加いただいております(内容は、次号報告いたします)。前期に行われた実務家研修なども含め、本年度は皆さまとのインタラクティブな関係を築ききっかけになったように感じております。

残すところ、本領域はあと2年となりました。次年度は、今年度培った皆さまとの関係を大切に、より密な関係を築ければと考えております。どうぞ来年度も変わらぬご協力をお願い申し上げます。(「法と人間科学・支援室」佐々木)



北大・古河記念講堂